

「（仮称）宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止条例骨子案」に対する御意見（パブリックコメント）
の募集についての結果と御意見に対する宮城県議会の考え方について

令和8年9月18日

宮城県議会では、「（仮称）宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止条例骨子案」について、令和８年６月29日から７月28日までの間、ホームページ等を通じ、県民の皆様の御意見等を募集しました。
この結果、14通41件の貴重な御意見をいただきました。
いただきました御意見につきましては、条文案の検討の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。
御意見に対する本県議会の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。
なお、御意見のうち、条例骨子案に関連のないものについては、本県議会の考え方等を公表しておりませんので、御了承ください。

No	項目	御意見等の要旨	宮城県議会の考え方
1	前文	誹謗中傷等を防止する意識を高めるため、前文に「人権尊重の原則」を入れてほしい。	○御意見の趣旨を踏まえ、前文の冒頭に「全ての人は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であって、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法に共通する人類普遍の原理である」ことを規定したほか、全体的に人権尊重の理念が伝わるよう構成しました。
2	総則 (定義)	表現の自由を最大限に尊重しつつ、実効性のある誹謗中傷抑止・被害者救済を行うべきで、行政の恣意的な判断による言論統制や萎縮効果を防ぐため、以下のとおり、誹謗中傷の定義の厳格化について強く求める。 ○「誹謗中傷」の定義を「刑法上の名誉毀損・侮辱等に該当することが明白なもの」に限定すること。	○定義規定は用語の意義が社会通念で定まっていない場合や意義を拡大・縮小する必要がある場合に規定するものとされるところ、一般に「誹謗中傷」は「根拠のない悪口を言い相手を傷つけること」で、本条例における意義と齟齬はなく明確であることから定義は不要と考えますので、原案のとおりとします。
3	総則 (定義)	表現の自由を最大限に尊重しつつ、実効性のある誹謗中傷抑止・被害者救済を行うべきで、行政の恣意的な判断による言論統制や萎縮効果を防ぐため、以下のとおり、誹謗中傷の除外規定の明文化について強く求める。 ○「政治的批判、行政や公職者に対する批評、公共の利益に関する論評は、本条例の対象外とし、表現の自由を妨げてはならない」とする旨の除外規定を明文で追加すること。	○表現の自由への萎縮効果等の観点から慎重な判断が求められる内容ですが、政治的批判、行政や公職者に対する批評等の公共の利益に関する論評であっても、社会通念上受忍すべき限度を超えた表現があり得ることから、条例上、一律に除外することは適当ではないと考えております。 ○表現の自由への萎縮効果等が最も問題となるのは、県が個別の情報の要件該当性を判断することになる「削除要請等」の場面ですが、御意見の趣旨を踏まえ、人権に関して優れた識見を有する者で構成される第三者機関（宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会）による審査を経ることができるよう規定を修正しました。これに加え、表現の自由等を不当に制限しないように留意する旨の規定に従い第三者機関による意見を踏まえ策定等される基準に基づき運用することで、表現の自由を不当に制限することがないよう、御意見の趣旨について関係する部局にお伝えします。
4	総則 (定義)	「人権侵害情報」の定義について、「他人の権利を深刻に侵害すると認められるもの」に限ってはどうか。現行の記載では侵害の程度によらず該当するように読めるため、例えば不快感等の軽微な侵害であっても行政措置の対象となりえてしまうように思う。そのような領域は私的な対応に任せ、限りある公のリソースはより公的な問題に向けるよう、対象を限定することを勧める。	○「他人の権利を深刻に侵害しないもの」であっても他人の権利を侵害する以上、これを防止するため、条例全体の定義である「人権侵害情報」の対象から一律に除外すべきではないことから、「人権侵害情報」について「他人の権利を深刻に侵害すると認められるもの」に限定せず、原案のとおりとします。 ○「削除要請等」の対象についても、条例上は限定せず、原案のとおりとします。具体的には、削除要請等の要件該当性の判断において、人権に関して優れた識見を有する者で構成される第三者機関（宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会）による意見を踏まえ策定等される基準に従って、削除要請等の対象とすべきか判断されると想定しております。 ○御意見の趣旨については、今後の運用において参考となるよう、関係する部局にお伝えします。
5	総則 (定義)	「誹謗中傷」や「侮辱」の定義が広いため、運用次第では行政や政治家への正当な批判、報道機関の報道、SNS上の率直な意見なども対象になりかねない。これは憲法が保障する表現の自由を萎縮させるおそれがあるため、表現の自由への影響について事前に十分な検証を行うことを求める。	○御意見の趣旨を踏まえ、定義自体ではありませんが、運用面で行政や政治家への正当な批判等が不当に制限されることがないよう、人権に関して優れた識見を有する者で構成される第三者機関（宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会）による意見聴取を経ることができ旨、修正しました。これに加え、表現の自由等を不当に制限しないように留意する旨の規定に従い、第三者機関による意見を踏まえ策定等される基準に基づいた運用を適正に実施することにより、表現の自由への不当な制限が生じないよう、御意見の趣旨について関係する部局にお伝えします。 ○なお、本条例における「人権侵害行為」は「特定電気通信により人権侵害情報を流通させること」で「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」（＝放送法第２条第１号で定義される放送）は除外されています。

No	項目	御意見等の要旨	宮城県議会の考え方
6	総則 (定義)	「人権侵害情報」の定義のうち「通常他人に知られたくない個人に関する事項であって、特定の個人を識別することができる」と認められるもの」について、例えば公人の過去の言動に関する言及は、当人は他に知られたくないと思っけていても、その公人に対する判断をする上で有意であって情報として流通することに意義があるものもあるように思われる。 例えば、選挙期間において立候補者の過去の問題となる言動を確認して発信する、その発信を受けて投票行動での参考にすることなどは、ごく一般的な事象かと思われるが、どうか。	○原案のとおりとします。「通常他人に知られたくない個人に関する事項であって、特定の個人を識別することができる」と認められるものは、通常公表されることを望まない私生活に関する情報を指しますので、例示のような公人が過去にした公的な活動に関する言動は、基本的にはこれに該当しないと考えます。ただし、例示の場合でもその内容が公共の利害に関する事実であり専ら公益を図る目的でされたことや摘示された事実がその重要な部分について真実であること等が求められるほか、仮に特定の個人が公にしている情報であっても当該個人の平穏な生活を害するおそれのある内容等が含まれる場合はこれに該当し得ると考えます。こうした具体的内容については、人権に関して優れた識見を有する者で構成される第三者機関（宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会）による意見を踏まえ策定等される基準において示されることを想定しています。 ○御意見の趣旨については、今後の運用において参考となるよう、関係する部局にお伝えします。
7	総則 (県議会の責務)	「県議会の責務」について、議会が中心になって対策に取り組もうと意気込みが明確である点で賛同できる。	○本条例の規定の趣旨に賛同いただき、ありがとうございます。
8	総則 (県民の役割)	「県民の役割」について、インターネット上の誹謗中傷に青少年が巻き込まれることが社会問題になっている点を踏まえ、「保護者の責務」と規定するなど、親と子のコミュニケーションを大切にした対策を明記してはどうか。海外では子供に対する規定が広がっているが、日本では総務省の有識者会議でも一律規制については慎重になっていることを踏まえると、例えば、「愛情をもって相談に応じるとともに、適切な支援を行う」などの規定を設けてはどうか。	○「親と子のコミュニケーションを大切にした対策」は非常に大事な視点ですが、条例上は原案のとおりとし、御意見の趣旨については、今後の運用において参考となるよう、関係する部局にお伝えします。
9	総則 (県民の役割) (事業者の責務)	被害の発生を抑制するため、もう少し方策を強化してほしい。 県民の役割、事業者の責務として、「創作者として鑑賞者に向けた表現」と「私人として私人に向けた表現」とを、別々に考えられるような受信や発信ができるよう、何らかの呼びかけや仕組みづくりを期待したく、より具体的な内容を含めてほしい。 いずれは県内の隅々まで、民主主義や相互尊重の意識が行き渡るようにと願っている。	○本条例の趣旨に賛同いただき、ありがとうございます。 ○県民の役割、事業者の責務についての基本構成は原案のとおりとしますが、被害の発生抑制のための方策強化やインターネット上における発信者・受信者等のそれぞれの立場に応じた施策に関する御意見については、今後の運用において参考となるよう、関係する部局にお伝えします。
10	総則 (県民の役割) (事業者の責務)	県民及び事業者の役割等として「人権侵害行為防止・被害者支援施策等に協力するよう努める」と規定されている点について、これを削除し、「県議会の責務」と同様に、インターネットリテラシーの向上に努めることまでに留めてはどうか。 何をもちて人権侵害とみなすかは人によってその判断基準は様々であり容易に定まるものでないのに対し、県の施策への協力を義務付けるような規定では県による判断への批判や異議も封じられ、結果として県民の「考え」を規制してしまうことになりかねない。	○原案のとおりとします。 ○県民・事業者の役割等の「人権侵害行為防止・被害者支援施策に協力するよう努める」との規定は、特定の表現内容等を強制したり、県による判断等への批判を封じるためのものではありません。県、県議会に加え、県民や事業者も本条例の趣旨や具体の施策を御理解いただいた上で適切に御協力いただくことで、インターネット上の誹謗中傷等を防止し、県民の誰もが安心して生活し、情報を流通させることができる社会の実現につながると考えております。 ○御意見の趣旨については、今後の運用において参考となるよう、関係する部局にお伝えします。
11	施策 (インターネットリテラシーの向上)	「インターネットリテラシー向上」について、被害者・加害者が若者だけでなく、有識者等の大人も対象になっている点を反映して、例えば、「県民の年齢、立場等に応じて取り組む」という規定を盛り込んではどうか。	○御意見を踏まえ、「人権侵害行為の防止に関する啓発、教育その他必要な施策」を「県民等の年齢、立場等及び事業者の規模、業態等に応じた人権侵害行為の防止に関する啓発、教育その他必要な施策」と修正しました。
12	施策 (インターネットリテラシーの向上)	人権は国民一人一人の在り方に関わることであるから、国民一人一人に多種多様な意見があることを踏まえ、その自主性を尊重し、自由な意見交換ができるように努めると規定してはどうか。 ※法務省「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」第4章3より抜粋 人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接に関わる問題であることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発に関わる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。（中略）このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、人権侵害の被害を受けた当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。	○御意見の趣旨を踏まえ、「人権侵害行為の防止に関する啓発、教育その他必要な施策」を「県民等の年齢、立場等及び事業者の規模、業態等に応じた人権侵害行為の防止に関する啓発、教育その他必要な施策」と修正しました。 ○御意見の趣旨については、今後の運用において参考となるよう、関係する部局にお伝えします。

No	項目	御意見等の要旨	宮城県議会の考え方
13	施策 (削除要請等) (説示・助言)	申出をした側の言い分のみに基づいて手続きが始まる構造になっており、情報を発信した側の反論や弁明の機会が骨子案の中で明確にされていないため、発信者側の反論の機会を手続きに組み込むことを求める。	○御意見の趣旨を踏まえ、「削除要請等」において「知事は、第１項の規定による削除要請等を行うに当たり、同項に規定する要件の該当性判断のため必要があると認めるときは、当該人権侵害行為を行った者に対し、その調査のために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。」との規定を追加しました。公権力により義務を課したり権利を制限するものではないこと、被害への迅速な対応が求められることから、必須とはせず、情報の内容により一義的な判断が困難な場合を想定し、行為者側の意見を聴取できるように修正しています。
14	施策 (削除要請等) (説示・助言)	罰則も検討してほしい。我が国の治安は経済力の低下と共に悪化の一途を辿っているが、これはあまりにも罰則が甘く効果がないからである。	○罰則については、刑法等の既存法令の内容、比例原則等から本条例で採用しうる罰則の内容、表現の自由への配慮と実効性確保の観点から総合的に検討した結果、設けないこととしましたので、原案のとおりとします。
15	施策 (削除要請等) (説示・助言)	罰則規定を設けていない点について、立法事実、課題の特徴効果を勘案した妥当な判断と考える。今後の宮城県の施策の具体化に期待したい。	○本条例の規定の趣旨に賛同いただき、ありがとうございます。
16	総則 (県の責務) 施策 (削除要請等) (説示・助言)	人権侵害行為に当たると県が判断した事案であっても、その内容の精査によって判断が覆る事態は容易に想定されることから、行為者として認定された者・団体や関係者（プラットフォーム事業者等）には削除要請等に対する異議申し立てを行う権利があることを明文で規定してはどうか。 併せて、県の責務として、「人権侵害行為防止・被害者支援施策等」の実施にあたってはその施策等に対する異議申し立ての手段を整備することを明文で規定してはどうか。 行為者として認定された者・団体や関係者の権利を侵す措置となることから、異議申し立ての手続きが煩雑になるなどで削除要請等の施策の容易さに対して片務的な状態とならぬよう、異議申し立てもまた容易にできて短期に精査が行われることを望む。	○削除要請等の本条例に基づく各施策は、公権力により義務を課したり権利を制限するものではないこと等から、原案のとおりとします。 ○御意見の趣旨については、関係する部局にお伝えします。
17	施策 (削除要請等) (削除要請等の基準)	削除要請の要件「人権侵害情報が流通していることが明らか」という基準が曖昧で、何をもって「明らか」と判断するのか、具体的な基準が示されていないところ、その判断を行政が一存で行う仕組みは、表現の人身に行政が介入することにつながる。	○原案のとおりとします。 ○なお、削除要請の要件「人権侵害情報が流通していることが明らか」は、具体には、指針等で示されるべき内容と考えておりますが、「人権侵害行為を行った者の氏名や住所等が判明している場合」、「氏名や住所等は不明であるが、プラットフォーム上のダイレクトメッセージ等で不特定の者に視認されない方法で人権侵害行為を行った者に対し連絡をとることができる場合」を含むと想定しており、条例上明確性に欠けるとまではいえないと考えております。

No	項目	御意見等の要旨	宮城県議会の考え方
18	施策 (削除要請等) (説示・助言) (削除要請等の基準)	削除要請や説示・助言（以下「削除要請等」）は「行政指導」とされ、法的な強制力はないとしているが、行政からの要請を事業者が断ることは現実には難しく、実質的には強い圧力として働く可能性が高い。削除要請等の基準という重要な内容を条例外で決める仕組みは、議会の審議や県民によるチェックが及ばなくなるおそれがあるため、基準の中身も条文案の段階で公開し、議論の対象とすべき。削除要請等は、県民の表現行為に直接影響する重い行政行為であるところ、その基準が条例ではなく、規則やガイドラインに任されている点は、何が削除対象になるかという一番重要な部分を議会の審議なしに行政が自由に決められることになる。「表現の自由（略）を不当に侵害しないように留意する」との規定も具体性がなく、努力目標にすぎないので、法的な歯止めにはならない。実際にどのような投稿等が削除要請の対象になるのか、骨子案段階では誰にも分からない。基準の公表は事後手続にすぎず、基準策定後に初めて県民が内容を知る形になり、案段階で意見を言う機会がない。本件パブコメでも削除基準そのものが対象に入っておらず、順序が逆だ。基準の変更の際も議会の承認や県民の意見聴取の手続がないため、知事の判断だけで基準を変えられる余地が残っており、運用開始後に基準が広げられてもそれを止める仕組みがない。削除要請等は行政指導と説明されるが、基準が不明確なまま運用されれば、事業者は安全策で基準より広い範囲で削除に応じる可能性が高い。萎縮効果は、基準が明文化されていないほど強く出る。情ブラ法等では、削除の判断要件が法律や指針である程度明確にされているが、本件骨子案は基準の所在が曖昧で、後出しで運用される危険が大きい。結論として、削除要請等の基準を条例に明記し、その内容をパブコメの対象に含めるべき。また、基準の策定・変更には、第三者委員会や議会への事前報告など、行政だけで決めさせない仕組みを設けるべき。以上の理由から、削除要請等の判断基準の条例本文への明記、表現の自由への影響について事前に十分な検証を行うことを求める。	○御意見の趣旨を踏まえ、「知事は、削除の要請又は説示若しくは助言に係る基準を定めるに当たっては、表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないように留意するものとする。」を「知事は、前項に規定する削除要請等又は説示若しくは助言に係る基準（以下「基準」という。）を定めるに当たっては、表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないように留意するものとし、あらかじめ、宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会の意見を聴いた上で当該基準を定めるものとする。」と修正しました。 ○なお、削除要請等の基準は人権に関して優れた識見を有する者で構成される第三者機関（宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会）による意見を踏まえ策定等されること、策定等された基準は遅滞なく公表され県民の皆様に周知される等、知事の恣意的な判断に基づき策定等されないような仕組みとなるよう規定を整理しております。 ○御意見の趣旨については、基準の策定等の段階において参考となるよう、関係する部局にお伝えします。
19	施策 (削除要請等) (説示・助言) (削除要請等の基準)	世の中の大半の人権問題は、当事者間でも意見が分かれ「正解」が定まっておらず、判断・対応が難しく、うかつな行政指導はかえって差別・偏見を助長しかねない。 大阪府人権局による性的マイノリティに関する不適切な人権施策が行われ、強い批判を浴び、責任逃れの手のひら返しがなされた事案や、岩手県庁による性的マイノリティ対応ガイドラインの内容が批判され、その場凌ぎで密かに記載を書き換えた結果、さらに各方面から批判を浴びた事案等を踏まえると「削除要請等」「説示又は助言」「削除要請等の基準」はハイリスクのため、全て削除してほしい。 鳥取県のように、職員が休日・夜間含め毎日ネット情報のモニタリングをするのは、税金の使い方として不適切。既に全国で郷土愛の強い人々によって自主的に行われているものであり、行政が関与するようなものではないため、宮城県では行わないでほしい。	○原案のとおりとします。 ○インターネット上における表現の自由と人権侵害の問題に関する領域においては、民法等の一般法や「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情ブラ法）」等の現行法制度を前提にした私的な対応（当事者間による解決）が基本とされますが、これらの制度では人権侵害を受けた被害者の救済等に十分ではないことから、一定の場合には、人権侵害情報の不当な流通について行政が支援していくべきと考えております。このような場合に、恣意的な運用により、表現の自由への過度な萎縮効果や行政による言論統制が生じない仕組みとなるよう規定を整理しています。 ○御意見の趣旨については、今後の運用において参考となるよう、関係する部局にお伝えします。
20	施策 (削除要請等) 体制整備 (宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会)	表現の自由を最大限に尊重しつつ、実効性のある誹謗中傷抑止・被害者救済を行うべきで、行政の恣意的な判断による言論統制や萎縮効果を防ぐため、以下のとおり、削除要請等における「第三者機関の審査」の必須化について強く求める。 県や行政窓口の判断のみで特定の表現を「誹謗中傷」と認定し、削除要請の支援等を行う仕組みは、検閲に類する危険性を孕むため、削除要請やそれに準じる措置を行う場合は、法曹関係者や専門家からなる「独立した第三者機関（委員会）」による審査・承認を必須要件として条例に義務付けてほしい。	○御意見の趣旨を踏まえ、「削除要請等」において「知事は、前項の規定による削除要請等を行うに当たり、同項に規定する要件の該当性判断のため必要があると認めるときは、宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会の意見を聴くことができる。」との規定を追加しました。 ○削除要請等においては、被害への迅速な対応が求められることから基本的には人権に関して優れた識見を有する者で構成される第三者機関（宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会）による意見を踏まえ策定等される基準に基づき判断されることとなるため、第三者機関への意見聴取は必須とはしませんが、情報の内容によっては要件該当性に係る判断が難しい事案も想定されますので、当該第三者機関への意見聴取ができるように修正しています。
21	施策 (削除要請等) (説示・助言) (削除要請等の基準) 体制整備 (宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会)	「削除要請等の基準」については知事が行うものとされているが、第三者機関（宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会）「宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会（仮称）」の判断を参考にして行う旨を明記した方がよいのではないかと。	○御意見を踏まえ、「知事は、削除の要請又は説示若しくは助言に係る基準を定めるに当たっては、表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないように留意するものとする。」を「知事は、前項に規定する削除要請等又は説示若しくは助言に係る基準（以下「基準」という。）を定めるに当たっては、表現の自由その他の国民の権利を不当に侵害しないように留意するものとし、あらかじめ、宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会の意見を聴いた上で当該基準を定めるものとする。」と修正しました。

No	項目	御意見等の要旨	宮城県議会の考え方
22	施策 (災害等の発生時における風説の流布の防止)	「災害等の発生時における風説の流布の防止」について、東日本大震災を経験した宮城県の独自性が表れた規定として評価できる。	○本条例の規定の趣旨に賛同いただき、ありがとうございます。
23	施策 (災害等の発生時における風説の流布の防止)	「災害等の発生時における風説の流布の防止」について、情報が真実か虚偽かは、発生直後の段階では確認が難しい場合が多い。本当の情報が誤って「虚偽の風説」と判断され、対策の対象にされるおそれがあるため、表現の自由への影響について事前に十分な検証を行うことを求める。	○「災害等の発生時における風説の流布の防止」は、平時における啓発や災害等発生時における適正な内容の情報発信等を通じ、災害等発生時における偽・誤情報の流通を抑制・是正していくことを想定しており、投稿者に義務を課したり、投稿された個々の情報を削除するものではないことから、原案のとおりとします。 ○御意見の趣旨については、関係する部局にお伝えします。
24	施策 (一般)	表現の自由を最大限に尊重しつつ、実効性のある誹謗中傷抑止・被害者救済を行うべきで、行政の恣意的な判断による言論統制や萎縮効果を防ぐため、以下のとおり、自治体の役割を「規制」ではなく「教育・相談支援」に限定することについて強く求める。 行政による不適切な表現の監視や規制ではなく、インターネット上のモラルやリテラシーに関する県民への啓発教育、および被害者が民事上の法的措置（発信者情報開示請求など）をスムーズに行えるための相談体制・専門家連携の強化に主眼を置いた基本条例としてほしい。	○原案のとおりとします。 ○インターネット上における表現の自由と人権侵害の問題に関する領域においては、民法等の一般法や「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情ブラ法）」等の現行法制度を前提にした私的な対応（当事者間による解決）が基本とされますが、これらの制度では人権侵害を受けた被害者の救済等に十分ではないことから、一定の場合には、人権侵害情報の不当な流通の防止等について行政が支援していくべきと考えております。このような場合に、恣意的な運用により、表現の自由への過度な萎縮効果や行政による言論統制が生じない仕組みとなるよう規定を整理しています。 ○御意見の趣旨については、今後の運用において参考となるよう、関係する部局にお伝えします。
25	施策 (一般)	口コミなどで、ネット上の言われなき悪意あるコメントをされることがあるため、開示請求などをし易くしてほしい。	○開示請求に関する手続やプラットフォーム事業者等への規制については、国で一元的に管理すべき領域と考えますので、原案のとおりとします。 ○なお、本条例に基づく相談支援において、開示請求等に必要な助言等の支援をすることとしています。
26	施策 (一般)	一個人に対する誹謗中傷ではなく、「宮城県民」等、広義的な市民をターゲットとした誹謗中傷、差別的な発言、書き込みに対し、県主導で発言者を提訴し、又は開示請求等を行うべきとしてはどうか。 既に地方への蔑視的な発言は、インターネット上でも多岐に渡って見受けられるところ、個人への発言とは違い、それらについては「自分が宮城県民だから」という理由では「告発者個人を対象としたものではない」として、基本的に認めてもらえないため、「宮城県民」等を対象とした書き込みに対する抗議や告発、開示請求などを自治体中心で対応が出来ればと思う。	○仮に「宮城県民」等の広義的な市民や地域を対象とした誹謗中傷等であっても、県が主導して発言者を提訴したり、開示請求等をしていくことは、現行の法制度等の観点から適切ではないと考えられますので、原案のとおりとします。 ○なお、御提示の特定個人の被害者がいない場合であっても、「特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることが明らか」等の削除要請等の要件をみたす場合には、県が特定電気通信役務提供者に削除要請等ができる規定としています。
27	体制整備 (宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会)	「宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会（仮称）」は、地方自治法第138条の4第3項を根拠とする条例根拠の附属機関であることが望ましい。	○第三者機関（宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会）は、地方自治法第138条の4第3項を根拠とする条例根拠の附属機関とする想定です。
28	体制整備 (宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会)	「宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会（仮称）」について、委員会の内容（議事録、資料、知事への意見など）を可能な限り公開するよう義務付けてはどうか。 この条例に基づく各取組は、県民の理解を十分に得て進める必要があり、会議の内容をしっかりと公にして施策の正当性を示すことが重要。	○第三者機関（宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会）は附属機関であるところ、本県の附属機関については、情報公開条例第19条の会議の公開に関する規定が適用されることから原則公開（取り扱う事案によって非公開）となりますので、本条例上は公開・非公開の別について特段規定しないこととします。
29	体制整備 (宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会) (県議会への報告等)	各施策に関する実施状況を「宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会（仮称）」の審議の対象に含め、事業の見直し・検討を制度化すべきではないか。ただし、議会報告を義務付けることにより、モニタリング機能を「宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会（仮称）」ではなく、議会が果たすと整理されているのであれば、条例骨子案のままでもよいと思う。いずれ、県議会と「宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会（仮称）」の役割分担を明確にしておく必要はあると思う。	○御意見の趣旨を踏まえ、第三者機関（宮城県インターネット上の誹謗中傷等防止委員会）が「第7条の規定によるインターネットリテラシーの向上を図るための施策に関する事項」「第8条の規定による相談支援に関する事項」「第9条第1項又は第10条に規定する要件の該当性判断に関する事項」「第11条第2項に規定する基準（第9条第1項の規定による削除要請等又は第10条の規定による説示若しくは助言に係る基準）に関する事項」「その他人権侵害行為防止・被害者支援施策に関し必要な事項」を調査審議できるよう、所掌事務を規定しました。 ○なお、県議会には、毎年度の施策の状況に関する報告をすることとしており、当該施策の状況に関する定期のモニタリング（監視）機能は、基本的には県議会で担う想定としております。

No	項目	御意見等の要旨	宮城県議会の考え方
30	体制整備 (連携協力)	支援団体その他の関係機関との連携協力について、行政の義務として、連携や協力を行う団体やその他機関に関する情報を連携や協力に先立って把握し、その適格性の確認に努めることとしてはどうか。 法務省「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」では、「「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為」（同計画第4章3）が為されることの懸念を示しており、それに限らず多様な問題が生じて却って県民の理解が損なわれないよう、連携や協力を行う団体や機関は慎重に選ぶことを勧めたい。	○条例としては必要な内容を規定しておりますので、原案のとおりとします。 ○御意見の趣旨については、今後の運用において参考となるよう、関係する部局にお伝えします。
31	体制整備 (県議会への報告等)	各施策の実施状況について、「議会への報告」に留めているが、説明責任を果たすという観点から、「県民への公表」を義務付けることを検討してはどうか。	○「知事は、毎年度、次に掲げる事項を議会に報告するとともに、公表するものとする。」としておりますので、原案のとおりとします。
32	体制整備 (県議会への報告等)	知事からの削除要請等及び説示又は助言について、それらの行動を行った際には県・知事としてどのような行動を取ったのか、被害者および侵害者が特定できないように十分に配慮した上で、なるべく早く公開するよう義務付けてはどうか。実質的には「議会への報告等」と同義であると思うが、「毎年度」という年度単位ではインターネットにおける情報流通の速度に対して遅く、県による水面下での検閲（表現の自由、発信の自由等の権利への侵害）が行われているかのようなあらぬ疑いが生じることが懸念される。年度の議会報告とは別に、速報としての実施報告があれば透明性が高まり、情報流通に対して県が過度に干渉していないことが県民にも理解されると思う。	○毎年度の定期報告とすることで、施策の状況の推移や効果の検証ができと考えられますので、原案のとおりとします。
33	その他 (条例の必要性)	SNSを利用して、不快な投稿（誹謗中傷等）があるため、是非、条例制定をお願いしたい。	○本条例の趣旨に賛同いただき、ありがとうございます。
34	その他 (条例の必要性)	知事は「特定の宗教を狙い撃ちしたSNS上でのネガティブなやり取りは問題がある」と発言されたが、実際のSNS上の状況は知事や県議会が主張するほど深刻なものではないことがデータで示されている一方で、正当な政策批判まで「誹謗中傷」とみなされ、条例によって規制される可能性は極めて高いと言わざるを得ず、結果として、県民の言論の自由を著しく萎縮させ、県政に対する監視機能を低下させるおそれがある。本条例制定の動きは、知事選で村井知事が苦戦した状況を再び生まないための「知事擁護策」に過ぎないと受け止められ、県議会自民会派が「SNSで誹謗中傷を受けた県民を保護する」と言いながら、実態は政策への批判封じ込めを目的としている点は、胡散臭く、到底納得できるものではありません。 以上の理由から、本条例の制定は撤回すべきであると強く要望します。	○原案のとおりとします。 ○インターネット上における表現の自由と人権侵害の問題に関する領域は、民法等の一般法や「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情プラ法）」等の現行法制度を前提にした私的な対応（当事者間による解決）が基本とされますが、これらの制度では人権侵害を受けた被害者の救済等に十分ではないことから、一定の場合には、人権侵害情報の不当な流通の防止等について行政が支援していくべきと考えております。このような場合に、恣意的な運用により、表現の自由への過度な萎縮効果や行政による言論統制が生じない仕組みとなるよう規定を整理しています。 ○御意見の趣旨については、関係する部局にお伝えします。
35	その他 (条例の必要性)	実際に取り締まられたということがニュースになれば、悪質な書き込みは減る。	○本条例の趣旨に賛同いただき、ありがとうございます。
36	その他 (条例の適用対象)	近年特にひどくなっている新聞やテレビの嘘や捏造報道も厳しく取り締まられるべきなので、ネットに限らず、新聞社やテレビ局も対象にしてほしい。	○本条例の「人権侵害行為」は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情プラ法）」の対象を前提にしているところ、同法では「特定電気通信による流通」から「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」（＝放送法第2条第1号で定義される放送）は除外されていますので、原案のとおりとします。
37	その他 (条例の適用対象)	インターネットは県に限定されず世界へと広範な広がりを持つ空間であり、そこでの表現・発信に対する規制は「地域における事務」（地方自治法2条2項）に該当しないのではないかと。このような規制は、県ではなく、国が果たすべき役割（同法1条の2第2項）であって、県に望まれるのは国との連携による発信者・プラットフォーム事業者への対応と、県民被害者の救済（相談支援）、県民への啓発(インターネットリテラシーの向上)に留めてはどうか。	○原案のとおりとします。 ○インターネット上における表現の自由と人権侵害の問題に関する領域においては、民法等の一般法や「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情プラ法）」等の現行法制度を前提にした私的な対応（当事者間による解決）が基本とされますが、これらの制度では人権侵害を受けた被害者の救済等に十分ではないことから、一定の場合には、人権侵害情報の不当な流通の防止等について行政が支援していくべきと考えております。削除要請等は、情プラ法を前提として、県民の被害者救済に十分ではない部分について特定電気通信役務提供者等の任意の協力を得て是正していくものですので、地方自治体に認められている事務の範囲内のものと考えております。

No	項目	御意見等の要旨	宮城県議会の考え方
38	その他 (条例の適用対象)	インターネット上での表現に力点を置いているようだが、ヘイトスピーチ解消法に基づいた文面を盛り込み、現実には路上で行われたデモや街宣で行われた差別的な表現を公表してはどうか。 現実には、インターネット上の差別的な投稿に感化され、移民排斥を謳ったデモが昨年から全国各地で同時多発的に発生しており、宮城県でも、デモの規模は他県と比べて劣りますが、藤崎グッチ前で差別的なデモが昨年から複数回行われている。警察に通報しても、条例がないため、実質、野放しの状態が続いている。ネット上の削除要請等も重要と思うが、街頭に出てしまった表現等にも目を向けるべきで、できれば、罰則規定も盛り込むべきではないか。 本条例が単なる誹謗中傷等にとどまらず、差別を抑制する内容になることを期待する。	○インターネットは即時性・拡散性・不可逆性を有していること、近年のインターネットを取り巻く環境の変化等を受けて人権侵害事案が増加・深刻化していることから、これを防止するための体制整備や施策等が必要と考え、本条例を制定するものですので、原案のとおりとします。 ○なお、本条例においても、人種等の属性を理由とした不当な差別的取扱いを助長・誘発すると認められる内容のヘイトスピーチの様子を撮影した映像や録音した音声について、インターネット上に投稿・拡散等する行為は、削除要請等の対象になり得ます。 ○御意見の趣旨については、今後の運用において参考となるよう、関係する部局にお伝えします。
39	その他 (条例の適用対象)	インターネット上における誹謗中傷の問題は年々その数を増し内容も悪質、陰湿さが増していること、この先の更に悪化することについて、県民の一人として憂いを感じている。 人種等の属性を理由とした不当な差別的取扱いを助長し、若しくは誘発すると認められる言動又は侮辱に関することに関し罰則を設けるべき。人種差別的な誹謗中傷は既にインターネット上だけではなく実社会の選挙演説や市民デモや街宣の形をとった誹謗中傷・嫌がらせと同時にを行うやり方が横行しているため、インターネットでの誹謗中傷に対象を限定すると人種差別のヘイトスピーチのような誹謗中傷には効果が得られない懸念が強くある。そのため、インターネットに限らず現実社会で行われるデモや街宣の形をとって行われる誹謗中傷、ヘイトスピーチをも対象に含めた条例にしてはどうか。具体的には一早く対策を始めた他県のようにヘイトスピーチ解消法等の関連法令も条例に盛り込み、現実に行われているデモ、街宣におけるヘイトスピーチの差別的な表現を公表する愛知県の取組等が参考になる。愛知県では愛知県人種尊重の社会づくり条例第10条に基づき、街頭でヘイトスピーチが行われた際に審議会に諮けられ、悪質な表現を県HPで公表することで該当する表現を参考として提示し、そうした表現はやめるよう呼びかけている。ヘイトスピーチのような誹謗中傷を行う人々は、こういった表現がヘイトスピーチに該当するのかわからない人も多く、いちいち定義や内容の説明をしなければならない場面も少なくないため、まずこういう表現が悪い表現と参考例を示すことで、理屈ではなくこういう表現はダメとイメージで示すことが人々の認識定着に有効。 ヘイトスピーチに対する防御が甘く隙があると、ヘイトスピーチで注目を、排外主義の扇動で支持と票を、悪質な人物が立候補して支持を集め、県や市町村の議会に入り込んでくることも防ぐ事ができるため、ヘイトスピーチのような誹謗中傷を防ぐことは外国人等だけではなく、議員や一般県民等にもメリットがある。 宮城県でもヘイトスピーチ団体が現れて広がってきており、今後も人数が増え、規模が大きくなり、放置すれば手に負えなくなると思われるため、そうなる前に早めの対策を行ってほしい。	○インターネットは即時性・拡散性・不可逆性を有していること、近年のインターネットを取り巻く環境の変化等を受けて人権侵害事案が増加・深刻化していることから、これを防止するための体制整備や施策等が必要と考え、本条例を制定するものですので、原案のとおりとします。 ○なお、本条例においても、人種等の属性を理由とした不当な差別的取扱いを助長・誘発すると認められる内容のヘイトスピーチの様子を撮影した映像や録音した音声について、インターネット上に投稿・拡散等する行為は、削除要請等の対象になり得ます。 ○御意見の趣旨については、今後の運用において参考となるよう、関係する部局にお伝えします。
40	その他 (検討条項)	現在、総務省を中心にデジタル情報流通に関する問題への検討と対策が議論されており、一定の結論が得られる時期も近いことから、本骨子を起点としてなる条例について、「条例の見直しを2年後の2028年をめどに行う」などのように、改定までの時限を切ってはどうか。	○御意見の趣旨を踏まえ、附則に検討条項「知事は、この条例の施行後3年を目途として、人権侵害行為防止・被害者支援施策、県の組織体制等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」を追加しました。
41	その他 (プラットフォーム利用に関する規制)	インターネットの掲示板、SNS等を海外経由で利用した犯罪があるため、インターネットの掲示板、SNS等については、本来は廃止されることが良い。それが無理なら、海外からの閲覧、投稿をさせない、又は投稿を管理者が確認して法的、道徳的に問題の有無を確認してから投稿する等の措置が必須と考える。	○犯罪の疑いのある場合のインターネットの掲示板、SNS等の利用規制については、国が一元的に管理すべき領域と考えますので、原案のとおりとします。 ○なお、御意見に直接関連する事項ではありませんが、インターネットリテラシーの向上等の施策を通じて、人権侵害行為を防止していくことができるよう、御意見の趣旨について関係する部局にお伝えします。